

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和5年7月3日14時00分
資料配布 琵琶湖河川事務所

「第6回 野洲川地域安全協議会」の開催日時について

令和5年6月2日の開催を延期としておりました、「第6回 野洲川地域安全協議会」の開催日時につきまして決定しましたのでお知らせ致します。

詳細については下記のとおりとなっております。

■開催日時：令和5年7月5日(水) 15:00～17:00 (予定)

■開催方法：Web会議形式

■議 事

- (1) 昨年度の協議会の振り返り
- (2) 構成機関の主な取組内容について
- (3) その他情報提供

■公開等について

報道関係者で傍聴を希望される方は、WEBで傍聴が可能です。

本会議は傍聴のみですが、会議終了後にWEBによる取材時間を設けます。

7月5日(水)12時までに別紙「傍聴申込書」に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

会議資料は、後日、琵琶湖河川事務所ホームページに掲載いたします。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/bousai/kyougikai-top.html>

取扱い	—
-----	---

配布場所	滋賀県政記者室
------	---------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 <small>はらだ とよあき</small> 原田 豊彰 流域治水課長 <small>こだか しげはる</small> 小高 茂治 ☎ 077-546-0867
------	--

野洲川地域安全協議会の開催趣旨

野洲川および甲賀・湖南圏域では、全国どこでも同様の豪雨災害が発生してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲川、杣川、草津川、琵琶湖を中心としつつ、甲賀・湖南圏域におけるその他の一級河川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行う事を目的に、「近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、気象庁彦根地方気象台、近畿地方整備局、滋賀県」で構成される「野洲川地域安全懇談会」を平成27年12月3日に設立し、水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会、及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「野洲川地域安全協議会」を平成30年5月10日に設立しました。

平成28年6月に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく野洲川の実施方針（案）を策定し、令和7年度を目標にこれまで減災のための取組を行ってきました。

今般、協議会を上記のとおり開催し、野洲川の実施方針（案）に基づく取組実施状況の共有と取組対象期間の再設定を含めた実施方針（案）の見直しを行います。

委員名簿（市：市町コード順）

近江八幡市長

草津市長

守山市長

栗東市長

甲賀市長

野洲市長

湖南市長

滋賀県知事

滋賀県南部土木事務所長

滋賀県甲賀土木事務所長

気象庁 彦根地方気象台長

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長

第6回野洲川地域安全協議会 傍聴申込書

以下に必要事項を記入の上、琵琶湖河川事務所流域治水課までご送付ください。

※送り状は不要です。

FAX 送信期限： 令和5年7月5日（水） 12時まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者等

1) ご氏名 _____

2) 連絡先（当日連絡のつく携帯電話番号等をご記入下さい。）

携帯電話等 _____

Eメール _____

【備考】

- ・本会議は傍聴のみとなり、ご質問等がある場合は、会議終了後に取材時間を設けますので、その時にご質問ください。
- ・本会議の1時間前までに、申込み頂いた連絡先（Eメール）にWEBのアクセスアカウントをお送りいたします。
- ・取材は必要最小限でお願いいたします。

【お問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所

副所長 原田 豊彰 流域治水課長 小高 茂治

TEL：077-546-0867

FAX：077-546-6672